



国海查第 119 号の 4
平成 25 年 6 月 26 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省 海事局

検査測度課長 園田 敏彦



バラスト水管理システム施行前試験合格証明書の交付について

「船舶バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約」(仮称・未発効)に定めるバラスト水管理システムの主管庁による承認手続き(IMO G8 Guideline)に関し、我が国では条約発効前の対応措置として、「船舶バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約(仮訳)に規定されるバラスト水管理システムに係る承認制度の運用について」(平成 23 年 11 月 21 日付け国海安第 110 号・国海查第 345 号)によりバラスト水管理システム施行前試験基準及びバラスト水管理システム施行前試験等実施要領を定めたところです。

下記の製造者が製造するバラスト水管理システムにつき、「船舶バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約(仮訳)に規定されるバラスト水管理システムに係る型式承認制度の運用について」(平成 20 年 1 月 22 日付け国海安第 112 号・国海查第 392 号(平成 23 年 11 月 21 日廃止))に従い、同社に対し平成 22 年 5 月 26 日に施行前試験合格証明書が交付され、その後、定格処理能力の変更等により平成 23 年 3 月 25 日に当該証明書の書換をおこなったところであるが、このたび、平成 25 年 6 月 19 日付けで下記のとおり変更申請され、バラスト水管理システム施行前試験合格証明書が交付されたので通知いたします。

記

| | |
|---------|------------------------------|
| 証明書番号: | 第 2 号 |
| 製造者の名称: | JFE エンジニアリング株式会社 |
| 製造者の住所: | 神奈川県横浜市鶴見区末広町 2 丁目 1 番地 |
| 型式の名称: | JFE BallastAce (JFE バラストエース) |
| 定格処理能力: | 17.5~4500 m ³ /h |
| 変更の内容: | 活性物質の状態が顆粒状のものを追加 |

